

「税務行政の将来像」

～スマート化を目指して～

環境の変化

ICT・AIの進展

マイナンバー制度の導入

経済取引のグローバル化

定員の減少と申告の増加

調査・徴収の複雑・困難化

検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

将来像

スマート税務行政

(ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保)

ICT社会への
的確な対応税務手続の
抜本的な
デジタル化税務署に
出向かず簡便
に手續が完了納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)

カスタマイズ型の情報配信

税務相談の自動化

申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

軽微な誤りのオフサイト処理

調査・徴収でのAI活用

重点課題への
的確な取組国際的租税回避
への対応富裕層に対する
適正課税の確保大口・悪質事案
への対応

情報システムの高度化

内部事務の集中処理

地方公共団体等との連携・協調

※ この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。

規制改革推進会議における「行政手続簡素化の3原則」

規制改革推進会議(平成29年3月29日)における安倍総理発言(抜粋)

政府を挙げて、規制改革、行政手続の簡素化、IT化について一体改革に取り組んでまいります。(中略)
全ての分野について、まず行政手続を電子手続のみで完結できるようにすること。2番目に、同じ情報は一度だけ提出すれば済むこと。そして3番目に、書式・様式は統一されたものを使うこと、という3つの原則を徹底するよう、しっかりと指示いたします。

規制改革推進会議「行政手続部会とりまとめ」(平成29年3月29日)(抜粋)

政府全体で取り組むべき以下の3原則(行政手続簡素化の3原則)に沿って、取組を進める。

① 行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト原則）

- 電子化が必要である手続については、添付書類も含め、電子化の徹底を図る。

② 同じ情報は一度だけの原則 (ワンスオンリー原則)

- 事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない。

③ 書式・様式の統一

- 同じ目的又は同じ内容の申請・届出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにする。

(注1)地方公共団体の行政手続については、地方公共団体の理解と協力を得つつ、取組を進める。

(注2)原則②については、同一省庁・同一地方公共団体の取組は当然のこととして、政府部内、地方公共団体間を通じ、また、国と地方をまたがって、幅広く取組の対象とし得る。

経済社会のICT化を踏まえた税務手続に係るデータ活用(主な課題)

経済社会のICT化(情報システムや会計経理ソフトウェアの普及等)

マイナンバー、マイナポータル、法人番号

関連技術の進展(クラウドサービス、API連携等)

1. 納税者から行政への 情報提出のデータ化促進

- 電子申告・納税(e-Tax)の一層の普及のために、どのような方策が考えられるか。

2. 納税者の保有情報の データ化促進

- 税務上保管が求められている帳簿書類について一層のICT化を図るために、どのような方策が考えられるか。

3. 行政機関間のデータ連携拡大

- 納税者から同じ情報の提出を再び求めないこと(ワンスオンリー化)等を進めるために、行政機関間のデータ連携をどのように拡大するか。

4. 行政による納税者の データ取得・活用の支援

- 紳税者が税務手続に必要な情報をデータとして取得し活用できるようにするために、どのような方策が考えられるか。

官民を含めた多様な当事者が
データをデータのまま円滑にやり取り

官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上

1. **納税者から行政への情報提出のデータ化促進**
2. 納税者の保有情報のデータ化促進
3. 行政機関間のデータ連携拡大
4. 行政による納税者のデータ取得・活用の支援

e-Taxの概要

- e-Tax(国税電子申告・納税システム)とは、申告等の国税に関する各種手続について、インターネットを利用して電子的に手続を行うことができるシステム。
国税に関する1,076手続のうち、以下に掲げるものを含む433手続について利用可能。

申告

- 所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税及び贈与税に係る申告

申請/
届出等

- 法定調書（合計表）
- 納税証明書の交付請求書
- 青色申告の承認申請書
- 事業年度を変更した場合等の届出書（異動届出書）など

納税

- 全税目の納税（電子納税証明書の手数料納付を含む）
※ 加算税などの附帯税や税額の一部納付も可能

各種
お知らせ

- 申告に関するお知らせ
- ダイレクト納付の利用者の方へのお知らせ
- 振替納税のお知らせ
- e-Taxを利用して還付申告を行われた方へのお知らせ など

- 相続税申告、所得税・消費税の準確定申告（死亡の場合）は、利用できない。
- 「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）に基づき、「過去3年間オンライン及び書面による申請等が1件もない手続」 及び「今後、制度改正等によるシステム改修作業に要する費用に比して利用件数が少なく、今後もオンライン利用件数が改善する見込みがない手続」については、平成24年9月にオンライン利用が停止された（888手続中528手続を停止）。



e-Taxによる申告・申請等の手続の流れ(現行)(イメージ)

黄色部分 … 電子署名のために必要な作業

(注)電子署名とは、作成者や改ざんの有無が明確になりにくい電子文書の欠点を補い、暗号化技術を用いて、「誰が作成した電子文書か」及び「改ざんが行われていないか」を確認できる仕組み。(書面手続における署名・押印に相当。)

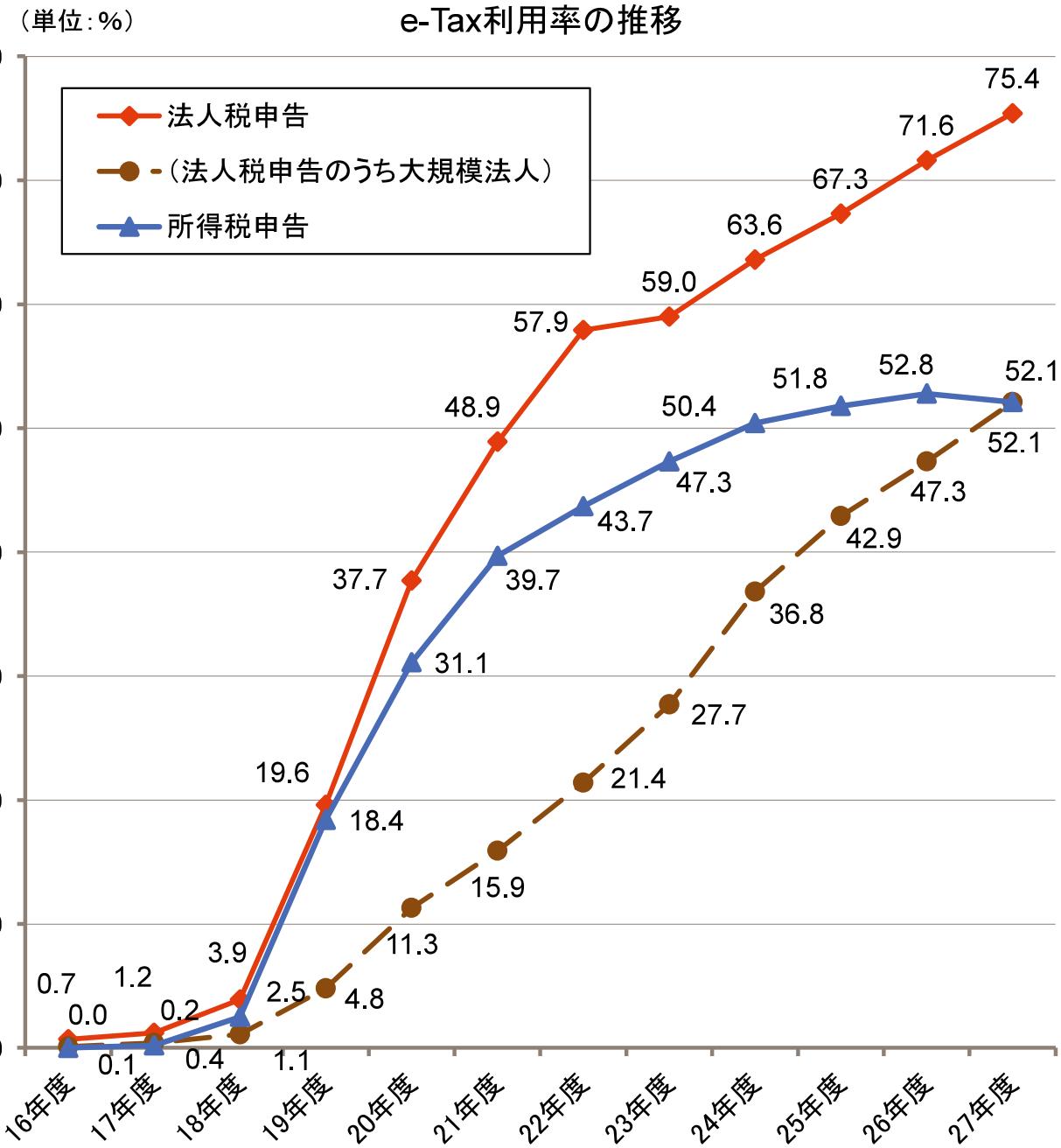
事前準備	開始届出	データ作成・送信	
<p>マイナンバーカードの取得</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村窓口で交付 <p>(注) マイナンバーカードには、電子署名を付与する機能が標準的に搭載</p> 	<p>e-Taxの開始の届出</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン(即時)又は書面による利用者識別番号の発行(利用者情報の登録) 	<p>申告・申請データの作成</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・e-Tax等で申告・申請等のデータの作成 	<p>電子署名の付与、申告・申請データの送信</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードにより電子署名を付与した申告・申請データをe-Taxに送信

※ マイナンバーカードには、①電子署名用の電子証明書、②利用者確認用の電子証明書が搭載されている。①は、電子署名(上記注のとおり、書面手続における署名・押印に相当)を付与する際に利用され、②は、e-Taxやマイナポータルのログイン時の本人確認手段として利用される。

※ マイナンバーカードの電子証明書情報をパソコンで読み込むには、市販のICカードリーダライタが必要。

e-Taxの利用率の推移とこれまでの利便性改善策

(単位: %)



ICT化の進展に対応した主な施策(e-Tax関連等)

(施行開始)

- 平成16年
 - ・電子申告・電子納税(e-Tax)の運用開始
- 平成17年
 - ・法定調書の提出方法の拡充
(光ディスクによる提出を可能とする)
- 平成19年
 - ・電子申告における電子署名省略
(税理士等の代理送信の場合における本人の電子署名省略)
 - ・電子申告税額控除制度の創設(個人)
(5,000円を上限。平成19年分又は20年分)
- 平成20年
 - ・電子申告における第三者作成書類の添付省略
(例 医療費の領収書、寄附金控除の証明書等)
- 平成21年
 - ・電子納税へのダイレクト納付の導入
 - ・電子申告税額控除制度の延長(平成22年分まで)
- 平成23年
 - ・電子申告税額控除制度の延長(個人)
(控除額を引き下げた上、平成24年分まで
平成23年分:4,000円、平成24年分:3,000円)
- 平成26年
 - ・法定調書の光ディスク等による提出義務化
(前々年に1,000枚以上提出している法定調書を対象)
- 平成28年
 - ・電子申告における添付書類の提出方法の拡充
(イメージデータ等による提出を可能とする)
- 平成30年
 - ・確定申告書に添付すべき証明書等の範囲拡充
(電子的に交付された保険料控除証明書等のうち一定のもの)